

公立大学法人尾道市立大学教職員退職手当規程

平成24年4月1日

規程第60号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則（平成24年規程第33号。以下「就業規則」という。）第34条の規定に基づき、就業規則第3条第1項に規定する教職員（就業規則第9条又は第26条第1項の規定により採用された者を除く。以下「教職員」という。）に対する退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程の規定による退職手当は、前条に規定する教職員が退職し、又は解雇された場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにある場合は、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 教職員を故意に死亡させた者
- (2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第4条 この規程の規定による退職手当は、この規程の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には、公立大学法人尾道市立大学（以下「法人」という。）が指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法により支払うことができる。

2 この規程の規定による退職手当は、この規程の規定によりその支給を受けるべき者から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 次条及び第15条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第18条の規定による退職手当は、教職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第5条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第10条まで及び第11条から第13条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第14条の規定により計算して退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第6条 次条又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（教職員が休職、停職、減給その他の事由により給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合において、その者が受けるべき給料月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第8条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第17条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第20条第1項各号に掲げる者及び就業規則第28条第2項第1号から第3号までの規定による懲戒解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第14条第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第7条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 就業規則第21条第2号の規定により退職した者（同規則第24条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の規程等の規定により退職した者
- (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長が承認したもの
- (3) 第17条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、就業規則第21条第2号の規定により退職した者（同規則第24条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の規程等の規定により退職した者
- (2) 就業規則第28条第2項第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けて退職した者
- (3) 第17条の2第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 業務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長が承認したもの
- (6) 25年以上勤続し、第17条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する傷病又は死亡が業務上のものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法その他の法律の規定により教職員の業務上の災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

4 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第9条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第16条第6項の規定により教職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第20条第1項若しくは第21条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第18条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間を除く。）をいう。

(1) 教職員としての引き続いた在職期間

(2) 前号に掲げる期間に準ずると理事長が認める在職期間

（勤奨退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第10条 第7条第1項第3号及び第8条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日の前日までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上である者に対する第7条第1項、第8条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項及び第8条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第9条第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第9条第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計に、
第9条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第10条の2 理事長は、第7条第1項第2号及び第8条第1項第5号に掲げるもの退職の理由について、理事長が別に定めるところにより、記録を作成しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第11条 第6条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第12条 第9条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第9条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第13条 第10条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条	第6条から第8条まで	第10条の規定により読み替えて適用する第8条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第10条の規定により読み替えて適用する第8条の
第12条	第9条第1項の	第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項の
	同項第2号イ	第10条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第12条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第12条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第9条第1項第2号イ	第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年

		齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第10条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第14条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第15条第1項の規定による休職（業務上の傷病及び通勤上の傷病による休職を除く。）、就業規則第50条第3号の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下第16条第4項において「休職月等」という。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 54, 150円
- (2) 第2号区分 43, 350円
- (3) 第3号区分 32, 500円
- (4) 第4号区分 27, 100円
- (5) 第5号区分 21, 700円
- (6) 第6号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第9条第2項第2号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、当該期間において教職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる教職員の区分は、別表のとおりとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とし、同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該教職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる教職員の区分のみに属していたものとする。

(退職手当の額に係る特例)

第15条 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第5条、第8条、第9条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（平成24年規程第55号）に規定する給料及び扶養手当の月額の合計額をいう。

（勤続期間の計算）

第16条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 教職員が退職した場合（第20条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又は翌日に再び教職員となった者の退職の日以前の教職員として在職した期間は、前2項の規定による在職期間の計算については引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 国、地方公共団体、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）等の教職員（以下「国家公務員等」という。）が引き続いて教職員となったときにおけるその者の国家公務員等の在職期間については、理事長が特に認める場合に限り、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第6条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第7条第1項又は第8条第1項（整理解雇された者であって理事長が承認したもの及び業務上の傷病若しくは死亡による退職に係る部分に限る。）の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（役員との在職期間の通算の特例）

第17条 教職員が引き続いて法人の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

2 前条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて教職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、前条第1項から第3項まで及び第6項の規定を準用する。

第17条の2 理事長は、定年前に退職する意思を有する教職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 教職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である教職員を対象として行う募集

(2) 組織の改廃又は諸機関の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は諸機関に属する教職員を対象として行う募集

2 理事長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければ

ならない。

- (1) 前項各号の別
 - (2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
 - (3) 募集する人数の上限をあらかじめ設定するときは、その人数
 - (4) 募集の期間
 - (5) 募集の対象となるべき教職員の範囲
 - (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
 - (7) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）
 - (8) 第12項の規定による通知の予定時期
 - (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
 - (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
 - (11) その他別に定める事項
- 3 理事長は、募集実施事項に前項第5号に掲げる教職員を記載するときは、当該教職員の範囲に含まれる教職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
- 4 理事長は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 理事長は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 理事長は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければならない。
- 7 理事長が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした教職員の数が募集をする人数以上の一定数（この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした教職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 理事長は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の教職員は、理事長が別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
- (1) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (2) 就業規則第49条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらない管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 前項の規定による応募又は応募の取下げは教職員の自発的な意思に委ねられるものであって、理事長は教職員に対しこれらを強制してはならない。
- 11 理事長は、応募をした教職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている教職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲

内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、理事長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

- (1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後就業規則第49条の規定による懲戒処分（第9項第2号に規定する故意又は重大な過失によらない管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが法人業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが法人業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 12 理事長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、理事長が別に定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 13 理事長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、理事長が別に定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 14 理事長は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた教職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより法人業務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、理事長が別に定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、法人業務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 15 理事長は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、理事長が別に定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- (1) 第20条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 第27条の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）
 - (4) 就業規則第49条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分及び第9項第2号に規定する故意又は重大な過失によらない管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - (5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。
- 17 理事長は、この条の規定による募集及び認定について、理事長が別に定めるところにより、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第18条 教職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与は一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

(端数処理)

第19条 退職手当の円位未満の端数は、これを切上げる。

(懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 就業規則第50条第4号の規定により懲戒解雇の処分（以下「懲戒解雇処分」という。）を受けて退職をした者

(2) 就業規則第28条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を尾道市役所前掲示場及び法人の事務所の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第21条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 教職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎と

なる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為（在職期間中の教職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を行った場合において、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第22条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第20条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員として

の引き続いた在職期間中の行為に関し懲戒解雇処分（以下「定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者（定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第20条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第20条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職した者の退職手当の返納）

第23条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第20条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者（定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分の対象となる教職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第20条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第24条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第20条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一

般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第20条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第25条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この項から第5項までにおいて「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第23条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第5項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第21条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けた場合において、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第20条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前4項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、

当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

- 6 第20条第2項及び第23条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

(退職手当審査会)

第26条 理事長の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、退職手当審査会（以下「退職手当審査会」という。）を置く。

- 2 理事長は、第22条第1項第3号若しくは第2項、第23条第1項、第24条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

- 3 退職手当審査会は、第22条第2項、第24条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

- 4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

- 5 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 6 退職手当審査会の組織及び委員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、別に定める。

(教職員が退職した後に引き続き教職員となった場合等における退職手当の不支給)

第27条 教職員が退職した場合（第20条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

- 2 教職員が、引き続いて国家公務員等となった場合において、その者の教職員としての勤続期間が、国家公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、その者の国家公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(補足)

第28条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者（以下「承継教職員」という。）の第16条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の尾道市職員退職手当支給条例（昭和22年尾道市条例第43号）第2条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の始期から教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 3 承継教職員の退職手当については、尾道市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年尾道市条例第29号）付則第2条から第6条までの規定を準用する。

- 4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6

条から第9条まで及び付則第10項から第17項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

この場合において、第15条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第4項」とする。

- 5 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同項又は第9条及び付則第13項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 6 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第9条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として付則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 7 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第8条又は付則第11項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として付則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 8 退職した者の基礎在職期間中に給料月額が減額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第15条第2項に規定する基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。
- 9 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が別に定める。
- 10 当分の間、第7条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は付則第10項」とする。
- 11 当分の間、第8条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は付則第11項」とする。
- 12 前2項の規定は、次に掲げる教職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。
 - (1) 公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則の一部を改正する規程（令和4年規程第333号）の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則（平成24年規程第33号）第23条第1号に規定する教職員に相当する教職員
 - (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる教職員に類する教職員として別に定める教職員
- 13 公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（平成24年規程第55号）付則第12項の規定による教職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 14 当分の間、第7条第1項第3号並びに第8条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第10条及び第13条の規定の適用については、第10条の表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「定年（付則第12項各号に掲げる教職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる教職員にあつては65歳とし、同項第2号

に掲げる教職員にあつては別に定める年齢とする。)に達する日」と、同条の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第13条の表第11条の項、第12条第1号の項及び第12条第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（付則第12項各号に掲げる教職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる教職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる教職員にあつては別に定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 15 当分の間、第7条第1項第3号及び第8条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第10条及び第17条の2の規定の適用については、第10条の表以外の部分及び第17条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは、「15年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第10条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第17条の2第1項第1号中「定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第12項各号に掲げる教職員以外の者	60歳
付則第12項第1号に掲げる教職員	65歳
付則第12項第2号に掲げる教職員	別に定める年齢

- 16 当分の間、第8条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第10条及び第13条の規定の適用については、第10条の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第13条の表第11条の項、第12条第1号の項及び第12条第2号の項中「100分の2」とあるのは、「付則第15項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 17 当分の間、第8条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて付則第15項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第10条及び第13条の規定の適用については、第10条の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第13条の表第11条の項、第12条第1号の項及び第12条第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

付 則（平成25年3月26日規程第142号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員退職手当規程（以下この条において「新退職手当規程」という。）付則第4項（新退職手当規程付則第6項においてその例による場合を含む。）及び第5項の規定の適用については、新退職手当規程付則第4項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

付 則（平成27年3月26日規程第186号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年7月1日規程第194号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

付 則（平成28年3月22日規程第206号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月29日規程第237号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月27日規程第334号）抄
（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（定義）

第2条 この付則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 令和5年改正規則 公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則の一部を改正する規程（令和5年規程第333号）をいう。
- （2） 暫定再雇用職員 令和5年改正規則付則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員をいう。
- （3） 暫定再雇用短時間勤務職員 令和5年改正規則附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員をいう。
- （4） 定年前再雇用短時間勤務職員 公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則（平成24年規程第33号）第26条第1項の規定により採用された教職員をいう。

（公立大学法人尾道市立大学教職員退職手当規程の一部改正に伴う経過措置）

第5条 令和5年改正規則付則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員に対する改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員退職手当規程（以下「新退職規程」という。）第2条の規定の適用については、新退職規程第1項中「又は第26条第1項」とあるのは、「、第26条第1項又は公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則の一部を改正する規程（令和5年規程第333号）付則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項」とする。

付 則（令和7年3月27日規程第363号）抄
（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この規程の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この規程の施行後にした行為に対して、他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規程の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則の定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（教職員退職手当規程の一部改正に伴う経過措置）

第3条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大

学教職員退職手当規程第21条第1項及び第4項、第22条第1項第1号並びに第25条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

別表（第14条関係）

区分	職務の級
第1号区分	その属する職務の級が教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第2号区分	その属する職務の級が一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第3号区分	1 その属する職務の級が教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの 2 その属する職務の級が一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第4号区分	1 その属する職務の級が教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの 2 その属する職務の級が一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第5号区分	1 その属する職務の級が教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもので期末手当の加算割合が10パーセントであったもの（第5号区分の項第1号に掲げる者を除く。） 2 その属する職務の級が一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第6号区分	第1号区分から第5号区分までのいずれの教職員の区分にも属さない者

備考 承継教職員の平成24年3月31日以前の基礎在職期間に係る教職員の区分については、尾道市職員退職手当支給条例施行規則（昭和31年尾道市規則第5号）別表の規定を準用する。この場合において、同表の各区分と第14条第1項各号の対応については、次表のとおりとする。

尾道市職員退職手当支給条例 施行規則別表の区分	第14条第1項各号の区分
第2号区分	第1号区分
第3号区分	第2号区分
第4号区分	第3号区分
第5号区分	第4号区分
第6号区分	第5号区分
第7号区分	第6号区分